実録「伯州米子の城下敵討の事」について

(島根大学法文学部) 田 中 則 雄

摘

「伯州米子の城下敵討の事」は、 近世初期、米子藩中村家を舞台とする実録である。 本作は、 同家の歴史を根底に置きながら仮

キーワード:実録 近世小説

構の話と関連づけて成立したものと考えられる。

はじめに

た事件──がよく知られている。 一一月に起こった横田騒動──忠一自ら重臣横田内膳正村詮を成敗しま没し、これにて中村家は断絶した。この間の同八年(一六○三)ま没し、これにて中村家は断絶した。この間の同八年(一六○三)中村忠一は、慶長五年(一六○○)一一月伯耆国一七万五○○○石

一五巻一五冊。松江藩松平家子孫にあたる松平直亮氏の寄贈。伊賀越記談』について記す。依拠した東京都立中央図書館東京誌料本は、討の事」と称する実録が収められていることを知り得た。まず『報仇この度『報仇記談』なる写本があってその中に「伯州米子の城下敵

体を一連なりで書いている。
四五丁)である。通常の実録の如く章段を立てて記すのではなく、全敵討譚を収録する。その中の一つが「伯州米子の城下敵討の事」(全敵討、勢州亀山敵討など全国的に知られた事件をはじめ計二二種の

- 218 -

掲げる。

「伯州米子の城下敵討の事」を一読して気付かされるのは、米子中村家の草創から断絶までのことを記しながら、前記の横田騒動のことを承知していて敢えて書かなかったのであろうと推測する。その一とで承知していて敢えて書かなかったのであろうと推測する。その一方で、忠一周辺における衆道をめぐる騒動の事、甘利三郎四郎なる人物による敵討の事を中心に据えている。まず以下にこの実録の梗概を物による敵討の事を中心に据えている。まず以下にこの実録の梗概を物による敵討の事を中心に据えている。まず以下にこの実録の梗概を物による敵討の事を中心に据えている。まず以下にこの実録の梗概を

(1)中村一氏は、豊臣秀吉のもと天正一八年 (一五九○) 小田原の北条

直ちに嫡子忠一に伯耆国を与えた。 川家康に対し忠義の志を表した。家康はこれに応え、 攻めにおいて軍功を挙げ、 駿河国の太守となったが、 一氏病没後 秀吉没後は徳

(2)忠一は長野織之助なる側小姓を寵愛していた。 之助に執心するが、 彼の対応が冷淡であったことから怨恨を生じ闇 家中十人余の輩が織

③忠一は十人余の輩がかねて織之助に懸想の状を送っていたことを は太守面前での無礼や不首尾を咎めたものであった。 所左衛門、大野木次郎九郎が手討ちに遭う。ただしそれらは直接に 知って激怒し、 続いてこの輩の中の沼尻小源吾、 その一人神原靱負を、 殊に許し難しとして手討ちに 手塚十内が、 更に後日高原

大野木次郎九郎の母、 を手討ちにしていると江戸、駿府において吹聴し、これが将軍秀 届けるよう命じた。これは座敷牢までは必要なしとするものであ 大御所家康の耳に入った。家康と秀忠はかねてより忠一に憐愍 中村家中に対して、 神原靱負の母がそれぞれ、殿は乱心にて家臣 忠一を別座敷にしばらく置いて様子を見

た。

(5)然るに米子城中では、 るべしと主張する。 れるべしと主張した。家老の野一色頼母、 頭ごなしに否定し、 左衛門のみ、 もし御家没収となれば、 大野木らの説に同意する。 殿には全く非道無く、この旨を江戸・駿府へ申し立て 激しい論争の末甘利は抑えられる。 甘利と同格の長柄大将長野六郎左衛門はこれを 大目付大野木軍兵衛らが、 当家の金子を持ち逃げしようと企んで そのような中長柄大将の甘利三郎 仁木久米右衛門、藪監物 忠一を座敷牢に入

(6) 忠一は、 手込め同然に座敷牢に入れられ、 これを無念として叫喚

> 持って逃れる Ļ 後には真実の狂乱となり終に死ぬ。 家老たちは金子を秘かに

(7) 忠一を死に追いやった者共は、 と見て取り警戒し、長野が闇討ちにする。 甘利が幕府に直訴に出 かねない様子

(8)遺された甘利の妻、息子三郎四郎 (一一歳)、娘於幸 守が訪ねて来て力を付ける。 討成就のみを願い、天真流の達人無我斎に三年にわたって指南を受 都へ出る。三郎四郎は比叡山横川の恵心院に入り小姓となるも、 け剣術奥義に達する。また伯母婿 (三郎左衛門の姉婿) (八歳) の矢野和泉 は京 敵

(9)甘利家の草履取りであった八平が三郎四郎に合流して助ける。 長野の探索、武術鍛錬を続ける。 は自分の三十三回忌の時であることを告げる。このあと三郎四郎 ること、今長野は所持する命符に守られており、 は前生以来の遺恨があって、これが先の闇討ちをもたらしたのであ と、二人同じ夢を見る。即ち亡き三郎左衛門が現れ、自分と長野に は長野を追って近江、隠岐へと赴く。大坂へ至り路次の辻堂に休む 討つことが叶うの

(10)長野は仕官を求めて江戸へ下るが叶わず、再び伯耆へ帰る途上船 遭難し、所持していた命符を失う。 生活する。 帰国後人に算道筆道を指南して

(1)三郎四郎はこのことを聞き出し、亡父三十三回忌の祥月日、 待ち受け勝負して討ち取る。直ちに剃髪し以後仏道に専心する。

騒動と断絶をめぐる話、 て構成されている。後述するようにこの二つの話自体は何れも仮構と 本作の題は「伯州米子の城下敵討の事」とあるが、 甘利三郎四郎の敵討の話、 大きく二つによっ 実際には中村家

に置かれているのであろうか。このことの考察を本稿の中心課題とすた記述が見出される。この実録において仮構と実説とはいかなる関係見られる。その一方で作中要所において中村家に関する実説を踏まえ

二 中村家の騒動と断絶

る。

一)連続手討ち事件

家の由緒について記している。意に創作したかと思えるが、そうではない。まず冒頭に次の如く中村い故、一見作者は同家の歴史には関知せず単に名のみ借りてあとは随本作では中村家において有名な横田騒動については全く取り上げな

国に一学へ被下之言歳米子在城、 本城小田はらの一の手先山中の城を責落し武名を一時に挙し、そ 抑伯耆の国米子の城主松平伯耆守従四位侍従忠一は、本名中村な 懇意の御約束あり。 式部少輔肩輿に乗て罷りこし御機嫌被相伺しに、 中村が家老の横田内膳が屋敷に一夜の御泊と被仰出しが、 0) 中村式部少輔と昇しんし、 戦功に依て駿河一ヶ国をたまはり天下の三中老の一人に撰れ 同く五年関ヶ原一乱の砌、 太閤御取立にて中村孫平次一氏其身実忠を尽しけるゆゑに 以後太閤他界の翌年慶長四年長病にて駿河府中に在城せし 父式部少輔病死たりしか共、 御由緒打続て御疎遠なく、 天正十八年北条征ばつのせつ、 神君関東御下向の節府中御旅館は 剰江戸将軍家より御諱 関ヶ原御勝利の後伯州 一氏の嫡子一学御 御前へ被召出 の御一字 乍病中 氏政の

一二上・中村の項に見える所と合致する。
一二上・中村の項に見える所と合致する。
一二上・中村の項に見える所と合致する。
一二上・中村の項に見える所と合致する。
一二十・中村の項に見える所と合致する。

七月、 むり、 る。(4)と召され、(4) 夏、徳川殿、上杉中納言御追討あらんとて奥に下らせ給ひし時、 の御事御前にて元服の儀ありて、台徳院殿御前にて元服の儀ありて、 げなる有様にて、申す事も定かには聞えず。……関が原の合戦終 に犯されて此度御供に侍はぬこそ遺恨に侍れ。 の御設けし、我身も輿にかき載せられて御館に参り、「一氏重 城に至らせ給ひしかば、家人横田内膳が家を仮の御館として様 てのち、 一氏既に病の床に臥しておのが城にあり。 氏、一生の高名多き中にも、 舎弟一栄に軍勢つけて参らすべきにて候」と申す。 勲功の賞として駿河国を賜り、……太閤薨じ給ひなん年の 中老の職になされ天下の政務に預りぬ。 山中の城の先登し、忽に城を攻め落し、 彼亡父が志に報い給ふ所とぞ聞えける。 此年十一月、一氏が子息わづか十歳、 同じき 又大御所の御養君を彼妻となさ 御家号幷に御諱字賜ひ、 (天正) 十八年北条を討 ……六月廿五日、 伯耆の 子息いまだ幼な ……慶長五年の 関白の御感かう 其後右大将家 国を賜は 叙爵さ 彼の

同様の事は『台徳院御実紀』巻九・慶長一四年五月の条等にも見え

実録「伯州米子の城下敵討の事」について(田中則雄

創作性の強い話を配置しようとしたものと見て取れる。の者は先ず史実と認識されていたところを基盤に置き、その上に

ちと戦闘に及んだ事件 をめぐって主従の間でも張り合うほどの風俗があったことを述べる。 あったとして、その経緯を詳細に描く。 全く触れようとしない。その一方で、忠一の男色に端を発する騒動が このあと史実においては、慶長八年(一六〇三) 忠一が家老横田内膳正を呼び付けて成敗し、横田に加担する者な 遺恨を以て生死を争ふ事不及是非、 其比迄は士分の輩衆道の意地合にて主従の礼義も忘れ武道を琢き 長野織之助、 忠一が側小姓長野織之助を寵愛していたこと、当時衆道 男色無類の異質にて、 -が起こっているが、この実録ではこれには 以下その部分を整理しつつ掲 主人伯州側臥の御伽たる所 国々一致の風俗にて、 一一月に横田 騒動

ことを忠一は聞き知ったが、反応は極めて冷静であったとする。て対応は冷淡、これを恨み織之助を闇討ちにしようと密談する。このかくて家中十人余の輩が織之助に執心するが、殿の籠愛を受ける身と

このように忠一が大名としての器量を備え決して短慮に任せて行動すの淵底、主人の身には至極神妙なる行跡なり。

ひ家中の小伜を男色より贔屓し外の輩執心する本意を遮るもよし

夫とはなしに側小性をゆるさせ表小性に被成しは、

伯州

(忠一は)若年ながらも国主の器量ありしかば、

我寵愛の道に迷

る人物ではなかったとの見方を、

作者はこのあとも度々示してい

の勇に斟酌し、織之助をば表へ出し、一分の存念も不遂織之助をに、「われ~~が闇討の勇勢に恐れ、主人伯耆守年若ゆゑ、家来是を責て本懐と存じ、十人余の輩思ひ切べき事男道の筋目たらんしかし忠一の意に反して一同は対決姿勢を顕わにしていった。

勢の鬱憤を散ぜよ」と、皆々非義の所存にて、も突出し捨殺しといふ物なり。此上は寸々に切殺し、執心せし大

一は、証拠なき上は如何ともなし難しと冷静に受けとめた。かくて織之助が大山参詣に出たところを待ち掛けて討つ。それでも忠

是慥に執心せし十人余りの侍どもが仕業よと存じらる、といへども、大切の人殺の事、手元をも不見定証拠もなくては推量の詮明刻手討ちにした。ただし作者は、この神原靱負は、忠一が駿府在城即刻手討ちにした。ただし作者は、この神原靱負は、忠一が駿府在城即が大に、殊勝な少年と認め、士分になりたいと強く望む故殊に取り立時代に、殊勝な少年と認め、士分になりたいと強く望む故殊に取り立に「尤至極なり」とし、家中の者共も「誰有て殿の御無理といふ者な」、外ったとする。

小源吾の側にあったとする。作者はこれについて、非は全面的に沼尻性れけるも余義なき事なり」と、その怒りが収まらなかったことを当然とするが、ただしこのあと行われる手討ちには、各々の場に即してたした時のこと、馬廻りの沼尻小源吾が、蹲踞した折に刀が鞘走りでとした時のこと、馬廻りの沼尻小源吾が、蹲踞した折に刀が鞘走りでとした時のこと、馬廻りの沼尻小源吾が、蹲踞した折に刀が鞘走りでとした時のこと、馬廻りの沼尻小源吾が、蹲踞した折に刀が鞘走りでとした時のこと、馬廻りの沼尻小源吾が、蹲踞したが、ただしこのあと行われる手討ちには、各々の場に即してが明正の間にあったとする。

立忠助、山須久蔵等見咎めての証人なり。伯耆守殿は道理、小源吾は麁相の無礼なり。其節馬廻りに詰し足

この時手塚十内が、「己が身の上と思ひしが」、即ち自分も織之助闇討

鎗で突き殺す。忠一がこの処置について、い、忽ち逃げ走った。忠一は「それ逃すな」と直ちに取り巻かせ、手ちに一味していた故、今の手討ちは例の一件による成敗と思ってしま

とした。ここでも作者は「伯州年若なれども聊も不吟味なしと一家中と述べると、周囲の者たちは、「悉く尤の吟味ゆゑ」これを道理至極誅せらる、を見て逃走る士なれば、迚も用には立ぬなり。」「小源吾腰の物に手を掛慮外に依て手討にせしを見て驚き逃出し

木次郎九郎が手討ちにされる。 四月八日仏生会に参る折のこと、供番の馬廻り高原所左衛門、大野

評判たり」としている。

(高原、大野木は)身に誤りあれば、自然と主人の威に恐怖する「不義もの、同類め」と踏込んで……(切り捨てる)。 は天命の道理。此両人顔を脇へなし、伯耆守殿へ顔不合様にばかりして相従ひ歩行せしを、発明といひ、兼て聞覚え被居し不届のとも)急度伯耆守殿をにらみたる顔色を、「最早堪忍成難し。己とも)急度伯耆守殿をにらみたる顔色を、「最早堪忍成難し。己とも)急度伯耆守殿をにらみたる顔色を、「最早堪忍成難し。己に不足の道理。此両人顔を脇へなし、伯耆守殿へ顔不合様にばかりして相従ひ歩行せしを、発明といひ、無て間覚え被居し不属の

よ」とて、これを非道とする者はなかったとする。中々堪忍なるべからず。況や年若成主人の義なれば、左もあるべき事この時も一家中の評判には「殿の御立腹御尤至極。老巧の主人とても

があったためであるとし、また周囲からも忠一は若年ながら思慮を備も、織之助闇討ちへの直接的報復ではなく、討たれた側にそれぞれ非以上のように忠一は五人を立て続けに手討ちにした。ただし何れ

える人物と見られていたことを強調している。

一) 忠一狂死と御家断絶

は、 府在城中の大御所家康の耳に入った。 と、「外にも大分類のあるやうに_ 守殿乱心にて家中毎日〈〜手討に逢ふゆゑに、何国へ妻子逃迷ふ」 に討たれた神原靱負の母と妹は、 頃より本多家中において伯耆守乱心との噂が広まっていった。 心ならん」とて、このことを主君本多佐渡守(正信)に伝えた。この た。妹は大いに驚き、夫佐田長兵衛にこれを告げた。佐田は 科もなきに手討に逢ふ事、先は伯耆守殿乱心と見えたり」と書き送っ まり主人ながらも情なき仕方と、内証のふと、きあるをばしらずし て」、江戸にいる妹(即ち次郎九郎叔母)に宛てて「伜次郎九郎何の 全く非道の認められない忠一が乱心者に仕立て上げられていっ 以下のような経緯であったとする。大野木次郎九郎の母は、「あ 郷里の駿河国へと逃げ延び、 言い触らした。これはやがて、 また先 たの

大御所様御取立の大名は兼々御気を被付御気遣に思召といへど大御所様御取立の大名は兼々御気を被付御気遣に思召といる、学の伯耆守義江戸将軍家御取立の国主なれば、殊の外成御心は、今の伯耆守義江戸将軍家御取立の国主なれば、殊の外成御心で駿府え罷越、大御所様御前に於ゐて御密談相究り、光子へ御使立けり。

は、前掲した本作冒頭の中村家由緒の事(即ち史実に合致する記述)且つ今の伯耆守忠一は将軍秀忠取り立ての国主ゆえ殊に心に懸けたと家康が慶長五年の式部少輔中村一氏が示した実義を今以て心に留め、

点に関して史実を根底に置き、その上に構想されたものであったと窺自体は仮構であったとしても、幕府と中村家との関係のあり方というつつ家康のもとへも赴き、結果米子へ使いが立ったとのことも、それこの駿府の家康から江戸の秀忠へ内意あり、また本多も秀忠に相談しを踏まえたものである。ここに語られている連続手討ち事件、そして

る。

な歌れ奉り思慮が働かなくなるという行き違いが生じてしまったとすの家中ではこれを座敷牢押し込めを命ぜられたと受けとめ、偏に幕府の家中ではこれを座敷牢押し込めを命ぜられたと受けとめ、偏に幕府れて家臣に様子を見届けさせようとするものであったが、しかし米子家康と秀忠の真意は、乱心との聞こえがある以上、一旦別座敷へ入

える。

家中の盛衰に及ぶと言までに気の付ざる事こそ是非なけれ。養を重んじ奉恐計に目を付て、主人伯耆守殿身の上の安否は人々番頭物頭ども会合し、……今晩か明晩座敷牢と区々の評義、只公出、別座敷へ入置べきとの被仰付にて有し所に、米子城中の家老出の所様思召には、重々御憐愍深き事にて、座敷牢までは不被仰

は、実録の典型的方法の一つである。このように、物事の行き違いが顚末を規定していくとして叙述するの

接続していくこととなる。
おうれ、終に長野によって闇討ちにされ、ここから後半の敵討譚へと即左衛門がおり、一方忠臣甘利三郎左衛門は一人これに抗うものの斥者共が我意を通した結果であったとしている。この者共の中に長野六忠一が滅亡へと追い込まれていくのは、彼に対して不快の念を抱く

する。長野にとって、十人余の輩に討たれた織之助は甥に当たり、こ長野六郎左衛門が主君忠一を憎んだのは次のような経緯であったと

老迄もと思はれし懇意のまた忘れ兼し折節の大変でさせし秘蔵の小性といひ、発明ものにて、成長のゝちは用人家職人をしまぬ者はなかりし程の子ゆゑ、伯耆守殿も近ごろまで添養父長野六郎左衛門、身に取ては口惜き事言語同断、家中にてもれを養子とし将来を嘱望していた故、無念やる方なかったとする。

すべきやうもなく、親類中とひそ~、恨み口説しは、是非もなき養父長野六郎左衛門無念の歯がみをなせども、主従の間意趣を晴汰なし~」との噂を流した。これにより、殿の御意とかや。沙殿へ対して不義の身持を(殿は)腹立有て、密かに取立の神原靱負に

神原靱負が手討ちにされた後、

十人余の輩は、

「織之助は念友を拵

こうして長野は忠一に対する不快の念を募らせた。

事共なり。

標準に従った作法である。 当人にしてみれば退かれぬ思いが存在したと書くのは、 申付る所へも不行、 郎の代わりの跡目にと願い出たが、 ように、 み、幕府の厳命と言い立てて座敷牢押し込めを強く主張した。 兵衛は弟の家系が絶えるのを憂い、 (即ち甥) に当たるのが手討ちに遭った大野木次郎九郎であった。 方大目付で評定所の司たる大野木軍兵衛にとって、 悪の側の人物であってもその言動の背後には無念遺恨の如き 先づは不首尾の模様」、 「以の外伯耆守殿腹立の砌ゆゑ、 自分の息子のうち一人を次郎九 かくて軍兵衛は主人を恨 これも実録 亡き弟の子 以上の 軍

断絶となれば己が預かっている当家の金子を持ち逃げすることを企んることを図ろうとせず専ら大野木らの説に加担したが、これは、御家さてこの時家老の野一色、仁木、藪は、幕府に申し立てて忠一を守

でいたからであったとする。

と言顔付もなく、と言顔付もなく、 と言顔付もなく、 と言顔付もなく、 と言顔付もなく、 と言顔付もなく、 と言顔付もなく、 こ人あり。野一色頼母、仁木久米故、家老共預り金高三万両づ、三人あり。野一色頼母、仁木久米故、家老共預り金高三万両づ、三人あり。野一色頼母、仁木久米 と言顔付もなく、

立ち退いたとする。なお実際彼らは、この後忠一が死去し城明け渡しの折、金子を持って

城引取の砌に大身の面々は少しも難義せざりしが、家老共の義はいつの間にか預りの金子先達て退け置しかば、米子

絶の折に次のようなことが起こったと記される。る点である。『慶長見聞録案紙』慶長一四年一一月の条に、中村家断るここで留意したいのは、この一節も実説を踏まえている可能性があ

成敗にも被仰付。 儘之儀依有之、江戸☆被召寄、家老四人切腹被仰付、其外之者御儘之儀依有之、江戸☆被召寄、家老四人切腹被仰付、其外之者我故松平伯耆守……跡目無之候得共、道具財宝令紛失、家中之者我

諸道具を掠めたとて咎めを受けたとする。寄藤(依藤)半右衛門、川毛(河毛)備後守、中村伊豆守と共に金銀に幕府から伯耆国へ遣わされていた鵜殿兵庫頭重長が、中村家重臣のまた『駿府政事録』慶長一八年一○月一三日の条には、忠一死去の折また『駿府政事録』慶長一八年一○月一三日の条には、忠一死去の折

同様のことは、『御当家紀年録』巻四・同日の条にも見える。このこ(8)

を、 設定したものと推測できる。 何らかの文献もしくは伝聞によって、 は依藤・中村・河毛の罪過について「中村落城之時金銀其外諸道具か 記』を増補改訂して成った『伯耆民談記』にも踏襲されるが、 所蔵が建ったことを記す。この闕所蔵についての記述は、 に生害して闕所とな」り、こちらについては元河毛が領した松崎に闕 成立と見られる)巻二に 布政の編纂による伯耆国の地誌『伯耆民諺記』(一七○○年代半ば頃 家老共が最初から持ち逃げするつもりで断絶に加担した、という話 れがあったとの説を知り得た、その上でそこから展開させて、 くし置事露顕に達し」(巻二)と、 元依藤屋敷に収めて町年寄が管理していること、「河毛備後是も同時 は「伯耆守死後邪政あつて将軍ゆるし給わず生害に及び」、その道具 とに関する説は地元においても流布していたと窺える。鳥取藩士松岡 駿河へ走り闕所となった中村伊豆守の道具と一緒にして、 「闕所蔵之事」なる項がある。 より明瞭に記されている。 中村家断絶の折に財産管理に乱 依藤半右衛門 『伯耆民諺 不義の 作者は そこで 倉吉の

話の順序としてはこのあと大野木、長野ら、忠一を座敷牢に押し込まったとする。

手討の義は其方共存知の通り少も某非道は無之物を、此旨委敷申昼夜ともに、「家来共の讒言か。さりとは無念千万成る事なり。

実録

といふも余りあり。 といふも余りあり。 といふも余りあり。 を繋年へ入しより昼夜の間一寸も無怠狂ひ嘆き、後には真実び、座敷牢へ入しより昼夜の間一寸も無怠狂ひ嘆き、後には真実び、座敷牢へ入しより昼夜の間一寸も無怠狂ひ嘆き、後には真に、座敷牢へ入しより昼夜の間です。 をいふも余りあり。

死す。子なくして家絶たり」と記す。また年代は下るが、伯耆国 は、 ここで忠一が死去した日を慶長一四年五月一一日としている点に注 は元々病気であったがこの日容態が急に悪化して死去したとする。 誌 する。この日付は史実と合致する。例えば前掲『台徳院御実紀』 『伯耆志』 慶長一四年五月の条に「十一日伯耆国米子城主松平伯耆守忠一 出られけるが、 むれども其験も無きに、 慶長十四年の春京都に至り其夏帰国有て身体例ならず、治療を准 (安政五年(一八五八)成、景山立碩編)巻七には、 五月十一日又外より帰城有りしに疾俄に劇しくし 強て漁猟を催され、 霖雨の頃度々城外に I の 地 頓 彼

本に「十一日」とある旨を付記)。収録する『伯耆民談記』には次のようにある(なお「十二日」は、異忠一の頓死をめぐっては諸説あったことが窺える。『大日本史料』に

井勘解由蓐に倚て伺ふに既に事終れり゜

て医薬を進むる間もあらず、侍者僅に一二人周章する中、

小姓垂

(3) 二、忽病悩ト成テ、遂ニ其夏五月十二日、於湊山城卒ス。 城下近郷ニ狩シテ遊ブ。然ルニ日吉津邑ニシテ青梅ヲ食シ玉ヘル

に、俄に発病脳乱して頓死仕玉ふ。是全く毒害の所為たる由、忠一卒去は俄の事也。其日川狩に出られ、機嫌よく帰城有りし方、鳥取県立図書館蔵写本『伯耆民談記』巻八には毒害説を掲げる。

種々風聞有。

ら、旧版『米子市史』所引のものには次のようにある。年五月十一日ニ早世ス」とのみ記す。一方依拠した写本は不明なが蓬左文庫、国立公文書館内閣文庫蔵写本等では、単に「慶長十四己酉また近世諸大名の草創と廃絶を記す『諸家興亡記』のうち、名古屋市

州に而乱心断絶。 松平伯耆守忠一、本名中村、伯州米子城主……慶長十四年酉年伯

るのである。その経緯にあたる部分を構想していったのではなかったかと推測されれば、作者は何らかの文献か伝聞かによってこれを把握し、そこから忠一の死の背後には事情ありとされ、更には狂死説まで存在したとす

三 甘利三郎左衛門横死と敵討

は以下のような、抜き差しならぬものであったとする。う本作後半の展開へと接続していくものである。長野と甘利の論争と利を闇討ちにし、甘利の遺子三郎四郎が曲折を経て敵討を遂げるとい六郎左衛門と甘利三郎左衛門とが衝突するが、このことは、長野が甘主君忠一を座敷牢に入れるか否かについて論争があり、ここで長野

者と共に家老二人ほどが江戸・駿府へ赴き実状を披露すべきであると主従の無礼至極筋目の立たる御手討と相知申所」、よって殿の側近の一徹の甘利三郎左衛門は、「一つとして殿の非道不相見、差当りたる藪は金子持ち逃げを企んでいた故これに同意を示す。これに対し忠義藪はから、座敷牢然るべしとの説を述べると、家老の野一色、仁木、造恨から、座敷牢然るべしとの説を述べると、家老の野一色、仁木、先ず前掲したように、大野木軍兵衛が甥次郎九郎を手討ちにされた

る。は、長野とは次のような者であったと、その人物像を詳しく記していは、長野とは次のような者であったと、その人物像を詳しく記してい主張した。これを長野六郎左衛門が真っ向から否定する。ここで作者

程の利屈者の六ヶ敷男なりしが、(長野は)甘利同格の長柄大将にて古老の面々も隔心せし程の任命が開始の一方の一位を言出しても家老ども、十に六つ七ツは承引するの事。静謐は異なものなり」と常に悪口せし儘、伯耆守殿も気にな事。静謐は異なものなり」と常に悪口せし儘、伯耆守殿も気にな事。静謐は異なものなり」と常に悪口せし儘、伯耆守殿も気にな事。静謐は異なものなり」と常に下方石とは昔の世ならば叶はは、上間の一位を開始を表現した。

のが身のためであると主張した。これを聞いて甘利も熱を帯びた。否定し、畢竟幕府に対しては何事も畏まったとばかり申して逆らわぬきない空気を作り上げるのである。その長野が甘利の説を頭ごなしに人を見下ろし弁の立つ者、従って一旦発言すると周囲は容易に反論で

殿様のため故に申すのである、自分こそ惣名代となって幕府へ赴き申なれ共、是は主人伯耆守殿の浮沈存亡の一大事」と、忠義を宗となれ共、是は主人伯耆守殿の浮沈存亡の一大事」と、忠義を宗とにもなき御年若成殿の御大事なればこそ差切て申出すなれ。江戸駿にもなき御年若成殿の御大事なればこそ差切て申出すなれ。江戸駿にもなきのは、身共なりとも惣名代に罷越急度申開べし。御乱心府へ行ならば、身共なりとも惣名代となって幕府へ赴き申せし甘利思うに)「一身へ掛つたる事ならば其分にも堪忍すべき場

不首尾事募り、所詮家中の騒動やかましきと、遠島か御預けと、の忠臣たらんか。御吟味済て被仰付の座敷牢。不叶願に罷出、弥長野膝立直して、「是々甘利、左云通り叶はゞ、貴殿は当家一人

問きせんと、忠心を顕わにしたが、これは長野を刺激した。

弥増す御咎めの時はなんと」と詰掛る。

まった。 るのみと述べるが、これは長野らにとって恰好の攻撃の的となってし甘利は長野の挑発に乗せられ、いざとなれば幕府に対し徹底抗戦に出

を、 兵なりとも、二年三年の間容易に責抜る、事あらじ」 左衛門が心の内こそ口惜けれ。 もはりさく心外に、返答にも不及すごくくと立帰りける甘 かな」と斯迄奥意申出しけるに、今と成て叛逆との押付口上。 甘利も憤り涙はらくくと、「身ははた物に掛るとも乱心なき主君 及ばゞ将軍家へ申上ん」と、 らず申出すと否や、家老を初大目付大野木、 主従共残らず大山の御嶽を詰の城と定め奥深く勢は百人二百人の 催し、得こそ殿をば渡すまじ。叶はぬ模様に見請なば、 扨其時こそ国主の規模は何の為ぞ。此米子の城に楯籠り国中を駈 甘利も申出したる忠義信には身命を惜まぬ決定心なれば、 へ、「殿様まで叛逆に仕立る不届。 一言の申開きもせずして公命のま、押込んは去とは情なき事 公義を笠に着て面々言籠ければ、 早々此座を罷立候へ。 長野の面々声を揃 と心底残 日比奉信 異義に 「はて 胸

端の矢よけ石なる大石の陰に潜み居て手鎗で甘利を突き殺す。ば」、不義の者共はこれを警戒し、忠一死去の三日目の夜、長野が堀も甘利は種々思案を続け「何とやらん直訴にも可出様子に見えしからか完により忠一は押し込められ狂死に至るが(前述)、この間両者一歩も退かぬ論争の中で、狡智にして弁舌達者の長野が実直の甘

録の定型に沿ったものである。即ち、遺された者たちの出国、生活のここから甘利の遺子が敵討成就を志す話に入るが、それは敵討物実

妻は、 を 打たれた天真流の達人無我斎に三年にわたって指南を受けて剣術奥義 なるが、 於幸は島原へ勤めに出、三郎四郎は比叡山横川の恵心院に入り小姓と 献身的忠義等々あって、 に至り、 「偏に山王権現の御引合せ」と受けとめる。 彼は日吉山王権現に日参して敵討成就を祈るが、 息子三郎四郎 仏神の 出家の意志は全く無く、 「横川の恵心院の小天狗」との異名を取る。 加 一護によると思しき援助者の (一一歳)、 結果成就に至るとするものである。 娘於幸 武術上達して敵を討つことのみを望 (八歳)を伴い京都 出 現 武 三郎四郎はこれ その様を見て心 術 鍛 錬、 いへ出る。 甘利の 家来 0

門も大坂方へ来るかも知れず、よく気を付けておく」と告げる。 恵心院を訪ねて来る。「その方の志は承知している。 中村家旧臣で伯母婿 郎の伯母婿であったと設定し、 約束を取り付けたことを記す。 ならば亡き忠一の妾腹の子を立てて主家を再興することを認めるよう 野和泉守正倫が大坂の陣の前に豊臣秀頼に対し、 せし」とする。 臣秀頼の招きに応じ頭分となって出陣する故、生死のほども測りがた として、「三千石 は三郎四郎母をも訪れて励まして去り、後に大坂の陣で「晴なる討死 慶長一九年(一六一四)大坂の陣が始まるとの風聞の もし豊臣勝利となれば、志が叶うよう共に図ろう。 (前掲鳥取県立図書館蔵写本) 矢野和泉守は中村家中に実在した人物である。 矢野和泉」とある。また同巻には、中村の遺臣矢 (亡父三郎左衛門の姉婿) 陰ながら甘利母子に力を付けたとした 作者はこの人物に着目し、 巻七に「中村氏臣物頭以上」 に当たる矢野和泉守が 自分が軍功を挙げた 自分はこの度豊 長野六郎左衛 屯 甘利三郎四 図らずも 例えば

このあとの敵討成就へと向かう一連の話は虚構性が強くなって

原の辻堂に入りまどろみ、二人は同じ夢を見る。即ち亡き三郎左衛門 う。ここで二人は亡き甘利三郎左衛門による夢の告げを聞き、 る。 されることを告げる。 が現れ、自分の前生のこと、長野との対立はその宿縁によるものであ の一つの大きな特徴をなしている。大坂へ至ると日は暮れ、 らの宿縁のこと、今後の命運のことを知るとするが、この設定が本作 り、長野も大坂か江戸へ出たという。二人は、先ずは大坂へと向か う。そこで隠岐へと赴くが、領主堀尾山城守が大坂へ出陣するに当た に長野は隠岐国の山代官の後家の入り婿となりこの地を去ったとい ること、今は長野を討つことは叶わず後に己の三十三回忌の時に達 を摑み、都へ上り三郎四郎と再会、即刻二人は近江国へ向かうが、 甘利家の草履取りであった八平は、長野が近江 .国にいるとの情 御影の松 前生か 既

を生じ、嶋根は隠岐を討ち果たしたとする。職の隠岐九郎兵衛という者であった。両者は大内軍との戦の折に対立において、自分は出雲国尼子家に仕える足軽大将嶋根監物、長野は同三郎左衛門が語る長野との宿縁とは以下のようなことである。前生

まは古参といひ大身なり。九郎兵衛は新参の小身ゆゑ、預り足軽 下知不当の器量と某申出しけるを無念がり、後来を引事、昔より言ふたりしが、其節相果るまで甚無念がり、軍散じて鬱憤をふく 下知不当の器量と某申出しけるを無念がり、軍散じて鬱憤をふく とも下知を用る事業に不及。此義を以て九郎兵衛この人数廻しの とも下知を用る事業に不及。此義を以て九郎兵衛この人数廻しの

として迎えられた。左衛門は不慮の死を遂げ、美形にして貞を守って自分は尼子家退転の後甲州武田家を志し、甘利左衛門晴吉に客人分この遺恨が以降の経緯の発端となったというのである。

正五年六月十一日」、畑野は嶋根を酒宴に事寄せて招き帰路を待ち受 に転生していた。 方この時隠岐九郎兵衛は、 いた後室はやがて嶋根監物の年盛りで実義の体を慕うようになる。 闇討ちにした。これについて 畑野も後室に恋慕するものの拒まれた。 同じ甘利家中の畑野加賀なる強勇無骨の侍 かくて「天

返り討。

れ、 う妄執により彼女の胎内へ宿り甘利の血脈を受けて三郎左衛門と生ま の忌日であることを言うものと解する。 中村の家臣となった。 監物が討れし月日は猶雲州九郎兵衛を討たる天文十四年五月十 日より三十三年目の祥月日に当りし事、 ここで祥月日云々というのは、 一方畑野はこの後、 月の相違はあるが同じ一一日 横死した監物は甘利後室を慕 不思義の業因なり 長野玄蕃--元来は伊

幼少の間国元騒乱出来ては身上の障りと思案し、 慶長五年の暮此国を中村一学へ被下、 の輩を悉く知行相応に宛行、 国中も静謐し人数も自然と出来たり 格式宜敷申付それ 伯父彦左衛門後見し、 (に呼出 伯州一 揆の頭分 しけれ 一学 る

郎左衛門として再生し、

なっていた者――の庇護を受けるが病死。やがて玄蕃の妾腹に長野六

中村一学即ち忠一の伯耆国入封はこの頃のことであったとす

やはり一揆大将となり郷士の格式で豊かに暮

勢の国司の一族にて織田家に追われて出奔し、

伯耆国の一

揆大将と

忠 かくて三郎左衛門は、 の伯父中村彦左衛門の計らいによって、 長野と再び同じ家中に身を置くこととなっ 長野は中村家の士となっ

不思義の宿敵の生れ合せにて、 -四年入部の節供して在所 (伯耆国) (自分は忠一に仕えて) へ下り、 長野と同職の長柄 慶長

> 可申開と忠義を励しが害と成て長野が為に討れしは、 大将たりしに、 重々の憤り、 伯耆守乱心ならざるに無念の蟄居、 此怨は晴がたし。 是を是非人 宿世の敵

三郎左衛門の霊はこう語り、 される。 ず、再び伯耆へ帰る途上船が遭難し、 成就の後恵心院へ戻り仏道専心を遂げるべきことなどを告げて去る。 春、伯耆国羽衣石に住む八平の親類によって三郎四郎のもとにもたら 後米子で人に算道筆道を指南して生活する。この情報が寛永一八年の 八平の忠義感ずべく島原にいる娘と娶せ家を継がせ、三郎四郎は敵討 れており今は討つこと叶わず、自分の三十三回忌まで待つべきこと、 このあと三郎四郎は伯耆国へ帰り、 長野は堀尾家の断絶によって禄を失い、 更に続けて、 所持していた命符を失う。 中国筋を中心に長野の行方を探 長野は所持する命符に守ら 江戸へ下るが仕官叶わ その

七九歳にて三七日の断食の末正念の内に往生を遂げたとする。 ち取る。直ちに恵心院へ赴き剃髪して無怨と号し、幼少より習い覚え た法華経一千部を読誦し、 矢よけ石の側で待ち受け、 満を持して、同年六月一一日、 り、七尺の屏風も飛越飛帰る程の早業、術に於ては無気遣 三郎四郎も当年光陰積りて四十三歳、 其後諸流へ立入稽古無油断、 堂々名乗り懸け火花を散らして戦った末討 後に坂本西教寺の万日堂の庵主となり、 即ち三郎左衛門三十三回忌の祥月日 近年は自己の発明抜群の器 剣術は天真流の奥義まで極

る。 に特色が認められる。 つ、この甘利・長野の確執は前世からの宿縁に拠ると構想したところ 以上掲げたように、 ただしその中に甘利三郎左衛門の霊の告げのことを入れ込みつ この発想はむしろ読本における仮構に接近して 全体の大枠は実録の敵討譚の定型に沿って

も知らないことながら、亡父の宿執を引いていたのであったとする例前は月小夜の父日野俊基に滅ぼされた塩飽勝重の娘であり、彼女自身馬琴の読本『石言遺響』(文化二年(一八○五)刊)に、日野良政のが、実は過去の宿縁が背後でそうさせていたとするものとして、曲亭が、実は過去の宿縁が背後でそうさせていたとするものとして、曲亭が、実は過去の宿縁が背後でそうさせていたとするものとして、曲亭が、実は過去の宿縁が背後でそうさせていたとするものとして、曲亭が、実は過去の宿縁が背後でそうさせていたのであったとする例

などが想起される

窺える。

就える。

の強いものとなっている。敵討の筋自体は全くの創作であったにせに代わって関ヶ原の戦に出陣し、また幕命を受けて幼少の忠一を輔佐に代わって関ヶ原の戦に出陣し、また幕命を受けて幼少の忠一を輔佐に代わって関ヶ原の戦に出陣し、また幕命を受けて幼少の忠一を輔佐に代わって関ヶ原の戦に出陣し、また幕命を受けて幼少の忠一を輔佐に代わって関ヶ原の戦に出陣し、また幕命を受けて幼少の忠一を輔佐に代わって関ヶ原の戦に出陣し、また幕命を受けて幼少の忠一を輔佐に代わって関ヶ原の戦に出陣し、また幕のを関係であった。これは、中で、中村彦左衛門が幼少の忠一を後見したことに触れていた。これには、中村彦左衛門が幼少の忠一を後見している。

四結語

て豊臣秀頼方に付いて働こうとした矢野和泉守の如き遺臣がいた事な事、断絶五年後の慶長一九年(一六一四)に起こった大坂の陣におい事、忠一の最期が頓死であった事、断絶後の財産管理に問題のあった別からの処遇の事、年若き忠一が伯耆国を賜り九年にして終わった記める。作者が踏まえている歴史とは、中村家由緒とそれに関わる徳思録「伯州米子の城下敵討の事」は、伯耆中村家の歴史を根底に置実録「伯州米子の城下敵討の事」は、伯耆中村家の歴史を根底に置

しである。

像できる。この実録では、横田騒動における重臣の成敗を、 作られている。 同家の騒動断絶の一件から必然的に生じたものとして読まれるように それ自体は敵討物実録の定型に沿った創作であったとしても、 のかを捉え直した。その上で一つの別伝として読まれることを意図し 詳の説にも触れる中で、米子中村家の時代とはいかなるものであった 死へと至る話を構想した。作者は中村家に関する史実、 ぐる確執に端を発した若年家臣たちの手討ちへと変更し、そこから狂 絡めて、彼に何らかの心の不調があったと見る向きもあったことが想 説までは採らずとも、 はある。ただし頓死であり、そのことをめぐって諸説があった。 三)一一月、忠一の死は同一四年(一六〇九)五月、五年半の隔たり について推測してみる。横田騒動が起こったのは慶長八年 えて触れなかったものと考える。以下作者がこの実録を構想した経緯 て本作を執筆したのではなかったか。後半の甘利三郎四郎の敵討は、 いては全く言及しない。作者はこの騒動について承知していながら敢 その一方で前述した如く、中村家において最も有名な横田騒動につ 横田騒動の事件としての異常さと忠一の死とを 更には実否不 男色をめ これも

郎 親類が三郎四郎に知らせたとあるのみである。 0 に戻っているという情報を、 見られるはずであるが、 繋がりを思わせる。 作者が如何なる人物であるかについては明確な手掛かりが得られな 地元出来であれば、 長野六郎左衛門の前生が尼子の士であったとする所などは山陰と 作者像についての検討は今後の課題として残さ 本作には、 随所に地元の地名が配置されるなどの特徴が 羽衣石 前掲した終盤部分に、 (鳥取県湯梨浜町)に住む八平の ただ一方で甘利 長野が米子

注

- 述されており、多くの示唆を得た。
 て」(『御家騒動の研究』所収、二○○八年、清文堂出版)などがある。
 は中村家断絶の経緯についても関連史料を掲げつつ記なお吉永論文には中村家断絶の経緯についても関連史料を掲げつつ記
- 同があり、「伯州米子の城下敵討の事」は収められていない。二一冊、明和五年(一六六八)序)。ただし都立中央本とは所収話に異(3)名古屋市蓬左文庫にも「報仇記談」と題する写本が存する(三○巻
- (4) 『新井白石全集』第一巻(一九〇五年、吉川半七)
- (5)『新訂増補 国史大系』第三八巻(一九九八年新装版、吉川弘文館)
- 年同月条にも、同様の記述がある。(6)国立公文書館内閣文庫蔵写本。また『慶長年録』(内閣文庫蔵写本)同
- (7) 静岡県立中央図書館葵文庫蔵写本(国文学研究資料館デジタル資料に
- (8)『御当家紀年録』(一九九八年、集英社)
- (9) 島根大学附属図書館足立文庫蔵写本。
- いま内題「伯耆民談記」による。(10) 鳥取県立図書館蔵写本 (請求記号二○九・二/三)。外題「伯陽民談記」。
- (11) 鳥取県立図書館蔵写本による

実録「伯州米子の城下敵討の事」について(田中則雄

- (12)『大日本史料』第一二編之六(一九○四年、東京帝国大学)
- 19) 注10の写本に同じ。
- 4) 『米子市史』(一九四二年、米子市役所) 一二四頁所引

ほか、明らかな誤脱は改めた。 資料の引用に際して、濁点、句読点、会話を示す「 」等を補った

○六「地方実録の生成に関する研究」の研究成果の一部である。○一六〜一八年度、代表・野本瑠美)、JSPS科研費一六K○二四本稿は、山陰研究プロジェクト「山陰地域文学関係資料の研究」(二

On jitsuroku"Hakushuyonago-no-joka-katakiuchi-nokoto"

TANAKA Norio (Shimane University, Faculty of Law and Literature)

(Abstract)

"Hakushuyonago-no-joka-katakiuchi-nokoto" is a historical novel, jitsuroku, concerned with Yonago-domain(Nakamura-family), in the early Edo period. It is based on the history of Yonago-domain, and connected with imaginary stories.

Key words: jitsuroku, a historical novel, novels in Edo period